

富士五湖広域行政事務組合告示第29号

富士五湖広域行政事務組合が発注する下記の工事は、富士五湖広域行政事務組合特定共同企業体取扱要綱（以下取扱要綱という。）に基づく特定建設工事共同企業体による条件付き一般競争入札により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間及び方法等について地方自治法施行令第167条の6第1項及び富士五湖広域行政事務組合財務規則第95条の規定により次のとおり公告する。

令和2年12月11日

富士五湖広域行政事務組合 代表理事 堀内 茂

1. 対象工事

- (1) 工事名 北富士演習場周辺消防庁舎設置助成事業
令和2・3・4年度 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設（建築主体）工事
- (2) 工事場所 富士吉田市松山5-10-13
- (3) 工事概要 建築主体工事 一式（屋上ヘリポート 庁舎内昇降設備工事含む）
敷地面積 5149.58 m²
消防庁舎 RC造（一部S造） 4階建て 延床面積 3807.84 m²
消防訓練塔（主塔） RC造 4屋建て 延床面積 478.93 m²
〃（副塔） RC造 3階建て 延床面積 86.35 m²
- (4) 工期 本契約締結日の翌日から令和4年6月30日
- (5) 予定価格 事後公表

2. 競争入札参加資格（共同企業体の要件）

富士五湖広域行政事務組合又は構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）における建設工事の入札参加有資格者名簿（これに準ずるものを含む。）に登録され、次の要件を満たす4者を構成員とする自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

組合入札参加有資格者名簿の登録者については、「工事」指名参加登録申請を済ませた者とし、申請時における営業種目についての限定は適用しない。

なお、共同企業体の構成員は、12に記載する「一体不可分の工事」において、他の工事の参加は認めない。

(1) 代表構成員の要件

- ア 組合構成市町村に、建設業法に基づく許可を受けた本社（又は本店）を有し、富士五湖広域行政事務組合の入札参加者有資格者名簿に登録されていること。
- イ 取扱要綱における等級の格付基準を満たし、かつ、建築一式工事の格付けが1等級であること。
- ウ 共同企業体構成員もしくは単独で過去10年間に公共工事の元請として建築一式工事（1件2億円以上の工事）を施工した経験があること。
- エ 正社員（公告日以前3ヶ月以上在籍。以下同じ。）として建設業法の許可業種（建築工事

業)に係る監理技術者1名を工事現場に専任で配置することができること。

(2) 代表以外の構成員の要件

ア 組合構成市町村に、建設業法に基づく許可を受けた本社(又は本店)を有し、富士五湖広域行政事務組合又は構成市町村の入札参加者有資格者名簿に登録されていること。

イ 取扱要綱における等級の格付基準を満たし、かつ、建築一式工事の格付けが1等級又は2等級であること。

ウ 正社員として建設業法の許可業種(建築工事業)に係る主任技術者1名を工事現場に専任で配置することができること。

(3) 全ての構成員が、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

ア 建設業法の許可業種(建築工事業)に係る営業年数が当該許可を受けた日から3年を経過していること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 共同企業体の構成員が入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされていないこと(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)。

オ 指名停止、営業停止処分を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団」という。)又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

キ 入札資格審査時に当該市町村税を完納していること。

(4) 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、10%以上とする。

(5) 共同企業体の代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(6) 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇令和2・3・4年度 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設(建築主体)工事共同企業体」とする。

3. 入札参加手続等

(1) 申請書等(所定様式のもの)の配布方法

ア 配布開始:令和2年12月11日(金)から

イ 配布方法:富士五湖広域行政事務組合ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書等の提出方法

ア 提出期限:令和2年12月28日(月)午後5時まで(土・日及び正午~午後1時を除く。)

イ 提出場所:富士五湖広域行政事務組合 総務課

ウ 提出方法:提出場所に持参すること。

(3) 提出書類(所定の様式は組合ホームページからダウンロードすること。)

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号) 1部

イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号) 正本 1部

ウ 一般競争入札参加資格要件総括表(様式第3号) 構成員各1部

エ 同種又は類似工事の施工実績報告書(様式第4号) 1部

(実績を証明する書類・契約書等の写し1部を添付すること。)

オ	配置予定技術者の資格・施工工事経験報告書(様式第5号)	構成員各1部
	(資格を証明する書類及び契約書の写しを構成員各1部添付すること。)	
カ	監理技術者及び主任技術者が正社員であることを証する書類(写)	一人各1部
キ	直近の経営事項審査結果通知書(写)	構成員各1部
ク	建設業許可の写し	構成員各1部
ケ	代表構成員への構成員(代表構成員以外)の委任状	構成員各1部
コ	誓約書	1部

4. 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年1月6日(水)に代表構成員に書面により通知する。

5. 設計図書の閲覧等

(1) 配付(貸出し)

ア 場所: 富士五湖広域行政事務組合 総務課

イ 開始: 令和3年1月6日(水)から

午前9時~午後5時(土・日及び正午~午後1時を除く。)

(2) 返却

ア 期限: 令和3年1月29日(金)まで

午前9時~午後5時(土・日及び正午~午後1時を除く。)

イ 方法: 来庁するか入札会場で直接返却すること。

6. 設計図書に対する質問等

(1) 設計図書に関する説明会は行わない。

(2) 設計図書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

ア 受付期限: 令和3年1月15日(金)まで

午前9時~午後5時(土・日及び正午~午後1時を除く。)

イ 受付場所: 富士五湖広域行政事務組合 総務課

(3) 回答は組合ホームページに掲載する。なお、質問等がない場合は掲載しない。

回答日 : 令和3年1月20日(水) ※午後5時までに回答する。

7. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年1月29日(金) 午前9時00分

(2) 場 所 富士五湖広域行政事務組合 3階大会議室

8. 入札方法

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

9. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札当日、応札の際に入札書と同時に、別に工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書には、名称、品質寸法、数量、単価及び金額を明示すること。
- (3) 工事費内訳書は原則として返却しない。

10. 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「2. 競争入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

11. 落札者の決定方法

富士五湖広域行政事務組合財務規則第100条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格をもって有効な入札を行い、かつ、この公告に掲げる資格を有する者を落札者とする。

12. 契約の締結について

この公告の工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び富士五湖広域行政事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例（平成2年条例第20号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約である。したがって、議会の議決に付し可決されなかった場合は、落札者との契約は行わない。

また、この公告の工事は、この公告と同日付に公告又は別途選定による下記工事と一体不可分であることから、当該工事の契約が1件でも成立しない場合は、落札者との契約は保留又は行わない。

(一体不可分の工事)

- (1) 令和2・3・4年度 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設（電気設備）工事
- (2) 令和2・3・4年度 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設（機械設備）工事
- (3) 令和2・3年度 富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設（外構Ⅰ期）工事

13. その他

- (1) 近接工事 なし
- (2) 最低制限価格制度 適用する
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 前金払 適用する
- (5) 中間前金払 適用する
- (6) 部分払い 適用しない
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金（契約金額の10/100） 納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証

保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (9) 入札参加申請を行った者（共同企業体）は、「2 競争入札参加資格」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- (10) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は、談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (11) 別に掲げる「入札説明書」を必ず確認の上、参加申請すること。
- (12) 不明な点は、次に照会すること。

富士五湖広域行政事務組合 総務課

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目2番6号 電話 0555-23-5270